

◎新潟県告示第411号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定により、都市計画事業を次のとおり施行する。

令和3年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 魚沼都市計画道路事業

(2) 名称 3・4・7号大石吉水線及び3・4・10号百代宮林線

2 施行者の名称

新潟県

3 事務所の所在地

新潟市中央区新光町4番地1

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

新新潟県魚沼市堀之内字宮林、字岩野、字山田、字上ノ原及び字関下地内

(2) 使用の部分

新潟県魚沼市堀之内字宮林及び字上ノ原地内